

令和5年第7回常陸太田市議会定例会会議録

令和5年12月1日（金）

議事日程（第1号）

令和5年12月1日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第24号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）  
報告第25号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）  
報告第26号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）  
報告第27号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）  
報告第28号 専決処分の報告について（和解について）  
報告第29号 専決処分の報告について（和解について）
- 日程第 3 議案第68号 常陸太田市第三セクター振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について  
議案第69号 常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の全部改正について  
議案第70号 常陸太田市印鑑条例の一部改正について  
議案第71号 常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について  
議案第72号 常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第73号 常陸太田市火災予防条例の一部改正について  
議案第74号 常陸太田市高齢者生産活動センターに係る指定管理者の指定について  
議案第75号 常陸太田市天下野診療所に係る指定管理者の指定について  
議案第76号 常陸太田市西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷に係る指定管理者の指定について  
議案第77号 常陸太田市民交流センターに係る指定管理者の指定について  
議案第78号 自動運転EVバス車両購入の契約について
- 日程第 4 議案第79号 令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）について  
議案第80号 令和5年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
議案第81号 令和5年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
議案第82号 令和5年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
議案第83号 令和5年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定  
日程第 2 報告第 24 号ないし報告第 29 号（一括上程・報告案件説明）  
日程第 3 議案第 68 号ないし議案第 78 号（一括上程・提案理由説明）  
日程第 4 議案第 79 号ないし議案第 83 号（一括上程・提案理由説明）
- 

出席議員

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 7 番  | 藤 田 謙 二 議 長 | 8 番  | 深 谷 渉 副議長   |
| 1 番  | 石 川 剛 議 員   | 2 番  | 根 本 仁 議 員   |
| 3 番  | 鴨志田 悟 議 員   | 4 番  | 森 山 一 政 議 員 |
| 5 番  | 小 室 信 隆 議 員 | 6 番  | 菊 池 勝 美 議 員 |
| 9 番  | 平 山 晶 邦 議 員 | 10 番 | 益 子 慎 哉 議 員 |
| 11 番 | 深 谷 秀 峰 議 員 | 12 番 | 高 星 勝 幸 議 員 |
| 13 番 | 成 井 小太郎 議 員 | 14 番 | 茅 根 猛 議 員   |
| 15 番 | 後 藤 守 議 員   | 17 番 | 宇 野 隆 子 議 員 |

---

欠席議員

16 番 高 木 将 議 員

---

説明のため出席した者

|                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 宮 田 達 夫 市 長         | 田 中 慈 和 副 市 長           |
| 滝 睦 美 教 育 長         | 綿 引 誠 二 政策推進室理事         |
| 岡 部 光 洋 総 務 部 長     | 柴 田 道 彰 企 画 部 長         |
| 小 又 理 恵 市 民 生 活 部 長 | 中 嶋 み どり 保 健 福 祉 部 長    |
| 岡 田 和 也 農 政 部 長     | 根 本 晋 商 工 観 光 部 長       |
| 高 橋 学 建 設 部 長       | 山 口 宏 造 会 計 管 理 者       |
| 畠 山 卓 也 上 下 水 道 部 長 | 後 藤 一 人 消 防 長           |
| 西 野 保 教 育 部 長       | 榊 一 行 農 業 委 員 会 事 務 局 長 |
| 綿 引 久 雄 秘 書 課 長     | 富 山 晴 美 総 務 課 長         |
| 井 坂 光 利 監 査 委 員     |                         |

---

事務局職員出席者

根 本 勝 則 事 務 局 長 澤 幡 聡 次 長 兼 議 事 係 長

---

午前 10 時開会

○藤田謙二議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は16名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。16番高木議員、以上1名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和5年第7回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○藤田謙二議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

5番 小室 信隆 議員 15番 後藤 守 議員  
の両名を指名いたします。

---

諸般の報告

○藤田謙二議長 諸般の報告を行います。

監査委員から、令和5年10月及び11月の例月現金出納検査の結果について提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、令和5年11月24日付で、常陸太田市小目町367、於曾能弘文氏から、益子議員一般質問の発言に関する陳情書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

|         |           |           |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 市 長     | 宮 田 達 夫 君 | 副 市 長     | 田 中 慈 和 君 |
| 教 育 長   | 滝 睦 美 君   | 政策推進室理事   | 綿 引 誠 二 君 |
| 総 務 部 長 | 岡 部 光 洋 君 | 企 画 部 長   | 柴 田 道 彰 君 |
| 市民生活部長  | 小 又 理 恵 君 | 保健福祉部長    | 中 嶋 みどり 君 |
| 農 政 部 長 | 岡 田 和 也 君 | 商工観光部長    | 根 本 晋 君   |
| 建 設 部 長 | 高 橋 学 君   | 会 計 管 理 者 | 山 口 宏 造 君 |
| 上下水道部長  | 畠 山 卓 也 君 | 消 防 長     | 後 藤 一 人 君 |
| 教 育 部 長 | 西 野 保 君   | 農業委員会事務局長 | 榊 一 行 君   |
| 秘 書 課 長 | 綿 引 久 雄 君 | 総 務 課 長   | 富 山 晴 美 君 |
| 監 査 委 員 | 井 坂 光 利 君 |           |           |

以上、19名でございます。

---

市長挨拶

○藤田謙二議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 おはようございます。令和5年第7回市議会定例会を招集いたしましたところ、ご参集を賜りまして、ありがとうございます。

まず、茨城デスティネーションキャンペーン特別企画について、ご報告を申し上げます。

先月18日に開催を予定しておりました竜神狭エリアをヘリコプターで周遊するスカイフライングひたちおお旅につきましては、強風が予想されたことから、来年3月2日に延期をいたしました。

また、先月23日に実施をいたしました竜神大吊橋コタツで星空観賞会につきましては、定員20名を大きく上回る74名の申込みをいただきましたことから、明日2日、さらに再来週16日にも開催することといたしました。23日に参加された皆様には、吊橋の上でこたつに入り、地元食材を使用した特別ディナーを食しながら星空を鑑賞するという非日常的な体験を満喫していただき、素晴らしい体験だったなどの称賛の声が寄せられ、茨城デスティネーションキャンペーン特別企画に関連する本市の誘客事業には成果を感じているところでございます。

竜神大吊橋につきましては、県のインバウンドコンテンツ造成支援事業を活用したライトアップ照明の整備を進めておりまして、さらなる魅力度の向上を図ってまいります。また、従来から実施しております里美かかし祭り、西金砂登山マラソン、竜神峡紅葉まつり、金砂郷けんちん村まつり等の、本市の秋の観光・スポーツイベントにつきましてもそれぞれにぎわいを見せ、コロナ禍前に戻る手応えを感じているところでございます。引き続き、茨城県とも連携しつつ、全国からの誘客を図り、地域活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、先月25日、白羽スポーツ広場において、市内の子どもたちを対象に、水戸ホーリーホックの指導によるスポーツ体験教室及びサッカー教室を開催いたしました。市内各地から131名が参加し、コーチの話を熱心に聞きながら、一生懸命ボールを追う姿が印象的でした。今後、水戸ホーリーホックとの連携に加え、茨城ロボッツとの連携を進めることで、子どもたちの夢を育むとともに、地域の健康づくりやにぎわいづくりにつなげたいと考えております。

今月23日には、茨城ロボッツとフレンドリータウン協定を締結後初めての常陸太田市デーが、アダストリアみとアリーナで開催されます。議員の皆様におかれましても、ぜひ、ご家族やご近所の方をお誘いいただき、ご参加いただけますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、専決処分の報告6件、条例の制定1件、条例の全部改正1件、条例の一部改正4件、指定管理者の指定4件、物品購入契約1件、令和5年度補正予算5件、合わせまして22件でございます。なお、補正予算につきましては、人事院勧告に伴う人件費及びふるさと納税の増額に伴う基金への積立金等を計上しております。

また、議会最終日に、国保税条例の一部改正、字の区域変更、国の物価高騰対策である低所得世帯への給付金の追加等に伴う補正予算2件、人事案件1件、これは固定資産評価審査委員の選任でございます。合計5件を追加提案する予定でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、副市長、担当部長よりご説明をさせていただきます。

議員の皆様には、慎重なるご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶といたします。

---

○藤田謙二議長 本日の議事日程は、議事日程表のとおりといたします。

---

日程第1 会期の決定

○藤田謙二議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、会期予定表のとおり、本日から12月15日まで15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日まで15日間と決定いたしました。

---

日程第2 報告第24号ないし報告第29号

○藤田謙二議長 次、日程第2、報告第24号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）、議案第25号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）、報告第26号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）、報告第27号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）、報告第28号専決処分の報告について（和解について）、報告第29号専決処分の報告について（和解について）、以上6件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。私からは、報告第24号から報告第29号までの6件につきまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、01議案書（報告第24号から議案第78号）と表記されているファイルをお開きいただきまして、4ページをご覧ください。

報告第24号は、専決処分の報告についてでございます。

和解及び損害賠償額の決定について、「地方自治法」第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

5ページをご覧ください。

専決処分書の写しとなります。

まず、1の和解相手でございますが、高萩市長大部勝則でございます。

2の事故内容でございますが、本年6月24日、高萩市下手綱の高萩市立松岡小学校において、

職員が運転する公用車が小学校敷地内を左折する際、校舎の玄関先、雨樋に接触し破損を生じさせたものでございます。

3の和解内容についてですが、市は修繕に当たった業者に27万5,000円を支払うものとして、本年9月1日に和解が成立しております。

報告第24号は以上でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

報告第25号は、専決処分の処分についてでございます。

和解及び損害賠償額の決定について、「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

7ページをご覧ください。

専決処分書の写しとなります。

まず、1の和解相手につきましては、個人情報保護の観点から、個人とさせていただきます。

2の事故内容でございますが、本年5月20日、本市岩手町地内の市道において、和解相手が市道走行中、道路の陥没により車両が損傷したものでございます。

3の和解内容についてですが、市が相手方に9,375円を支払うものとして、本年9月13日に和解が成立しております。

報告第25号は以上でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

報告第26号は、専決処分の報告についてでございます。

和解及び損害賠償額の決定について、「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

9ページをご覧ください。

専決処分書の写しとなります。

まず、1の和解相手につきましては、個人情報保護の観点から、個人とさせていただきます。

2の事故内容でございますが、本年6月18日、本市松平町地内の市道において、和解相手が市道走行中、グレーチングが跳ね上がり、車両が損傷したものでございます。

3の和解内容についてですが、市が相手方に5万160円を支払うものとして、本年9月13日に和解が成立しております。

報告第26号は、以上でございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

報告第27号は、専決処分の報告についてでございます。

和解及び損害賠償額の決定について、「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

11ページをご覧ください。

専決処分書の写しとなります。

まず、1の和解相手につきましては、個人情報保護の観点から、個人とさせていただきます。

2の事故内容でございますが、本年6月12日、本市幡町地内の市道において、和解相手が歩行中、市道の段差により転倒し負傷したものでございます。

3の和解内容についてですが、市が相手方に2万3,570円を支払うものとして、本年10月13日に和解が成立しております。

報告第27号は以上でございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

報告第28号は、専決処分書の報告についてでございます。

和解について、「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

13ページをご覧ください。

専決処分書の写しとなります。

まず、1の和解相手につきましては、個人情報保護の観点から、個人とさせていただきます。

2の事故内容でございますが、本年6月29日、水府支所敷地内において、無人駐車中の和解相手の車両が後退し、水府支所屋外トイレの外壁に衝突し、被害が生じたものでございます。

3の和解内容についてですが、相手方は修繕に当たった業者に14万8,500円を支払うものとして、本年9月21日に和解が成立しております。

報告第28号は、以上でございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

報告第29号は、専決処分の報告についてでございます。

和解について、「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

15ページをご覧ください。

専決処分書の写しとなります。

まず、1の和解相手につきましては、茨城県日立市東金沢町3丁目2番35号、株式会社文元、代表取締役社長上妻文彦でございます。

2の事故内容でございますが、本年9月6日、本市総合交流ターミナル駐車場内において、和解相手の車両が車の運転操作を誤り、駐車場フェンスに接触し、被害が生じたものでございます。

3の和解内容についてですが、相手方は、修繕に当たった業者に45万2,100円を支払うものとして、本年10月17日に和解が成立しております。

報告第29号は、以上でございます。

報告案件に係る私からの説明は以上でございます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

日程第3 議案第68号ないし議案第78号

○藤田謙二議長 次、日程第3、議案第68号常陸太田市第三セクター振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第69号常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の全部改正について、議案第70号常陸太田市印鑑条例の一部改正について、議案第71号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第72号常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第73号常陸太田市火災予防条例の一部改正について、議案第74号常陸太田市高齢者生産活動センターに係る指定管理者の指定について、議案第75号常陸太田市天下野診療所に係る指定管理者の指定について、議案第76号常陸太田市西金砂そばの郷及び西金砂湯けむりの郷に係る指定管理者の指定について、議案第77号常陸太市民交流センターに係る指定管理者の指定について、議案第78号自動運転EVバス車両購入の契約について、以上11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。私からは、議案第68号及び議案第70号から議案第78号までの10件についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書16ページをご覧ください。

議案第68号は、常陸太田市第三セクター振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、第三セクターの健全な運営に向けた財源を確保し、これらを通じた地域振興を行うため、本条例を制定するものでございます。

条例制定の背景でございますが、本市の第三セクターは、産業振興や雇用創出など、地域振興に対する重要な役割を担っていますが、いずれの団体も、財務基盤が弱い、あるいは、既に債務超過となる団体もあるなど、いずれも厳しい経営環境にあり、今後の組織の在り方について、持続可能な運営ができる体制づくりに向けて、財務面を含めた早急な検討が必要な状況にあります。

このため、一般財団法人里美ふるさと振興公社からの市への寄附金を基金として積み立て、第三セクターの健全な運営に向けた財源の確保をするためでございます。

条例案についてご説明いたします。

17ページをご覧ください。

第1条は、設置の目的でございます。提案理由でもご説明しましたように、第三セクターの健全な運営に向けた財源を確保し、これらを通じた地域振興を行うため、本基金を設置するものでございます。

第2条は、積立てでございます。「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第119条の規定に基づき、一般財団法人里美ふるさと振興公社が作成した公益目的支出計画により、



市に寄附する額とするものでございまして、令和38年度まで毎年308万円が寄附される予定となっております。

第3条は、管理でございます。基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、また、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができるとするものでございます。

第4条は、運用益金の処理でございます。基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものでございます。

第5条は、繰替運用でございます。財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとするものでございます。

第6条は、処分でございます。この基金は、第1条に規定する目的に必要な財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとするものでございます。

第7条は、委任規定でございます。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第68号は以上でございます。

続きまして、議案書25ページをご覧ください。

議案第70号は、常陸太田市印鑑条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の、移動端末用設備を利用者証明用電子証明書に係る規定が、本年5月11日から施行されたことを受け、移動端末設備を利用して、多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を可能とするため、本条例の一部改正を行うものでございます。

本条例は、分かりやすく申し上げますと、現在、マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストア等で住民票等を取得することができますが、スマートフォンによる取得も可能とすることで利便性を向上するものでございます。また、本年5月に法令改正が行われておりますが、このシステムの運用開始時期が不明確であったものの、12月下旬より対応可能となる見通しであることから、本定例会に上程させていただくものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、27ページをご覧ください。

右側の現行、マイナンバーカードを利用して、印鑑登録証明書の交付申請ができることを規定している第12条第2項について、左側改正案のとおり、マイナンバーカードに加え、電子証明書が登載されたスマートフォンを利用して、印鑑登録証明書の交付申請ができるようにするものでございます。

続きまして、13条でございますが、28ページをご覧ください。

コンビニエンスストアなどに設置されております多機能端末機について、マイナンバーカードに加え、電子証明書が登載されたスマートフォンを利用して、印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう、左側改正案のとおり、規定を追記するものでございます。

恐れ入りますが、26ページにお戻り願います。

附則でございますが、提案理由の際も説明しましたように、本システムが12月下旬をめどに開始する予定ですことから、施行期日につきましては、公布の日としてございます。

議案第70号は以上でございます。

29ページをご覧ください。

議案第71号は、常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

提案理由ですが、市職員の給与の人事院勧告に準じた措置、及び「地方自治法」の改正に伴う会計年度任用職員の勤勉手当を支給する措置を講ずるため、関係条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、別ファイルの資料によりご説明いたします。

恐れ入りますが、会議資料一覧にお戻り願います。

【附属資料】議案第71号のファイルをお開きいただきまして、令和5年第7回市議会定例会議案第71号資料、常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてをご覧ください。

初めに、1、趣旨につきましては、先ほどご覧いただいた提案理由と同様でございます。

次に、2の令和5年人事院勧告の概要でございます。

はじめに、(1)月例給の改定でございますが、①民間企業における初任給の動向を踏まえ、大卒初任給を1万2,000円、高卒初任給を1万1,000円引き上げるものでございます。また、若年層に重点を置いて、号俸を改定するものでございます。引上げ額ですが、一般行政職の平均は3,008円、各級の平均引上げ額はご覧のとおりでございます。また、③の会計年度任用職員につきましても俸給表を見直し、平均引上げ額はご覧のとおりとなります。

続きまして、(2)期末勤勉手当の改定でございますが、①一般職については、1)に記載のとおり、現行4.4月分を4.5月分と、年間0.1月分引き上げます。また、2)に記載のとおり、民間の支給状況を踏まえ、下表のとおり、今年度については、改正後の欄に記載のとおり、12月の期末手当の月数が1.25月分と改正前から0.05月分引き上げ、勤勉手当の月数につきましても、1.05月分と改正前から0.05月分引き上げます。

令和6年度以降につきましては、米印に記載のとおり、6月期及び12月期を均等にするため、各期の期末手当の月数は1.225月分、勤勉手当の月数は1.025月分となります。

次に、②再任用職員についてですが、現行2.3月分を2.35月分と、年間0.05月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当の各期引上げ月数は、①一般職と同様の整理により、今年度分、令和6年度以降分を引き上げることとし、下表のとおりとなります。

次ページをご覧ください。

③特別職についてですが、現行3.3月分を3.4月分と、年間0.1月分引き上げ、各期の引上げ月数は、一般職や再任用職員と同様の整理により、下表のとおりとなります。

次に、④会計年度任用職員についてですが、1)に記載のとおり、人事院勧告により期末手当を年間0.05月分引き上げますほか、2)に記載のとおり、「地方自治法」の改正により、令和6年度から勤勉手当を支給することとなります。これにより、各期の期末手当の月数は1.225

月分、勤勉手当の月数は0.4875月分となり、来年度以降、期末手当及び勤勉手当と合わせまして年間3.425月分と、今年度から1.025月分引上げとなります。

最後に、3、実施時期についてでございますが、(1)月例給は、令和5年4月1日から遡及適用となり、(2)期末勤勉手当につきましては、本年12月1日から適用となりますが、会計年度任用職員については、いずれも令和6年4月1日から適用となります。

議案第71号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書の72ページにお戻り願います。議案書72ページでございます。

議案第72号は、常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が本年6月16日に公布され、その一部が本年9月16日から施行されたこと及び所要の整理を行うことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

今回改正いたします関係条例は、2条例でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、75ページをご覧ください。

常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

第6条については、第2項中、「利用している法第19条第1号」を左側改正案のとおり、「利用している同号」に改める字句の整理でございます。

続きまして、76ページをご覧ください。

第15条第1項第2号について、今回の法令改正によります条ずれでございます。

第4号につきましては、こども家庭庁の設置により、保育所保育指針の制定権限の移管に伴い、厚生労働大臣から、内閣総理大臣に改めるものでございます。

77ページをご覧ください。

右側、現行の第35条第2項及び第3項については、字句の整理でございます。

第35条第3項中、最下段の4行目から、次のページの上段2行目、及び第36条第3項の下段の改正につきましては、引用しております関係法律の規定を補正するための整理、ホームページ、それ以外の改正については、字句の整理でございます。

79ページをご覧ください。

上段は前ページに引き続き、第36条第3項の改正となりますが、前ページと同様、字句の整理と引用しております関係法律の規定を補正するための整理となります。

第39条につきましては、次のページも含めまして、現行規定の補正、第44条につきましては、権限の移管に伴う改正、第48条につきましても、規定の補正のための改正となります。第51条及び第52条につきましても、いずれも補正及び字句の整理のための改正でございます。

続きまして、84ページをご覧ください。

第2条は、常陸太田市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正でございます。

本条例につきましても、こども家庭庁の設置により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の制定権限の移管に伴い、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

恐れ入りますが、74ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第72号は以上でございます。

続きまして、85ページをご覧ください。

議案第73号は、常陸太田市火災予防条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「消防法」施行規則及び「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が本年5月31日に公布され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、別ファイル資料にて説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議資料一覧にお戻り願います。

【附属資料】議案第73号のファイルをお開きいただき、令和5年第7回市議会定例会、議案第73号資料、常陸太田市火災予防条例の一部改正についてをご覧ください。

1の改正の背景でございますが、消防庁より「消防法」施行規則及び「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」及び関連告示が本年5月31日に公布され、令和6年1月に施行されることに対応するものでございます。

内容といたしましては、①蓄電池設備について、脱炭素社会の実現に向け、さらなる普及拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料構造等の多様化が進んでいることや、消火防止措置等の安全対策が標準化していること、従来の開放型の鉛蓄電池を想定した基準を蓄電池の種別や安全性に応じたものとするものでございます。②厨房設備の離隔距離については、気体燃料とその他の燃料で分類している現行規定を周囲に与える熱影響に関する検証結果を基に、固体燃料に関する規定を新たに追加し、要件を緩和するものでございます。

2の改正の内容でございますが、(1)蓄電池設備に関する規定をしております第13条第1項の規定を改正し、(ア)蓄電池の単位及び規制対象について、蓄電池設備の潜在的な火災リスクは蓄電池容量の大きさに依存するため、これまでのアンペアアワー・セルで規制していたものをキロワット時に改正するものでございます。

規制対象は、これまで4,800アンペアアワー・セル以上としていたものを10キロワット時を超えるものと改正しますが、10キロワット時を超え、20キロワット時以下のJIS等の規格で出火防止措置に適合するものについては、規制の対象外といたします。

参考として、現行規定と主な蓄電池の電池容量や新たな蓄電池容量に関する規制の内容についてまとめていますので、後ほどご覧おき願います。

次ページをご覧ください。

(イ) 耐酸性の床等に設けなければならない蓄電池設備についてでございます。鉛蓄電池は、希硫酸を使用しているため、希硫酸が漏れることによる火災予防の観点から、耐酸性の素材による構造とすることを求めていましたが、開放型鉛蓄電池以外のものについては、希硫酸が漏れる可能性が低いことから、耐酸性の床等に設けなくてもよいこととするものでございます。

続きまして、②建築物からの離隔距離の見直しについてでございます。条例第13条第3項の規定を見直し、屋外に設ける蓄電池設備につきましては、現行、一部の例外を除き、建築物から3メートル以上の距離を必要としておりますが、消防庁が定める出火防止措置及び延焼防止措置の基準に該当する設備を追加するものでございます。

次に、③蓄電池、変電設備等と建築物からの離隔の距離についてでございます。条例第11条第1項第3号の2、第13条第4項を改正し、安全対策を目的として、換気、点検及び整備に支障が生じないように、建築物等との距離を定めていた現行規定を改正し、キュービクル式に限定していたものをキュービクル式を含む全ての設備とするものでございます。

次ページをご覧ください。

④雨水等の侵入防止措置についてでございます。条例第11条の2第1項第4号、第13条第4項を改正し、屋外に設ける蓄電池設備等について、キュービクル式に限定していたものを雨水等の侵入防止措置が講じられ、筐体に収められたものであればよいこととするものでございます。

次に、⑤火を使用する設備等の設置届出についてでございます。条例第44条第13号を改正し、火災の発生のおそれのある設備について、相対的に火災の危険性が低いと考えられる蓄電容量20キロワット時以下の蓄電池設備については、届出を要しないこととするものでございます。

次ページをご覧ください。

(2) 離隔距離を定めていた別表第3を見直し、厨房設備に木炭を使用燃料とするものを追加するものでございます。

次に、3の附則でございますが、この条例は、令和6年1月1日から施行いたします。また、

(2) 経過措置といたしまして、①既に設置済み、または工事中の燃料電池発電設備等の建築物等の部分との間に、換気、点検及び整備に支障のない距離を保つことを規定する条例第11条第1項第3号の2等については、改正前の規定によるものといたします。

次に、②既に設置済み、または工事中の4,800アンペアアワー・セル以上の蓄電池設備で、改正後の条例に適合しないものについては、改正前の規定によるものといたします。

最後に、③既に設置済み、または施行の日から2年を経過する日までに設置された蓄電池設備について、改正後の条例に適合しないものについては、耐酸性の床への設置義務を定めた改正後の第13条第1項の規定を適用しないこととするものでございます。

議案第73号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書の92ページにお戻り願います。議案書92ページでございます。

議案第74号から議案第77号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

提案理由でございますが、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別ファイルの資料により、一括してご説明いたします。

恐れ入りますが、会議資料一覧にお戻り願います。

【附属資料】議案第74から77号のファイルをお開きいただき、令和5年第7回市議会定例会、議案第74号から第77号資料、公の施設に係る指定管理者の指定についてをご覧願います。

1は、事業者募集等の状況でございます。

今回対象となります施設は、本年度末をもって指定管理期間が満了する公の施設となり、議案第74号の常陸太田市高齢者生産活動センターから、議案第77号の常陸太田市民交流センターとなります。このうち、議案第77号の常陸太田市民交流センターにつきましては、本年9月26日から10月24日まで公募し、現在の指定管理者以外からの応募はございませんでした。

また、議案第74号から第76号までの施設につきましては、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、非公募施設といたしました。その理由でございますが、議案第74号及び第76号の3つの施設につきましては、同条例第4条第1項第2号の規定により、地域の団体の特性を活かすことで、より事業効果が期待できるものと認められますことから、また、議案第75号の常陸太田市天下野診療所につきましては、同条例第4条第1項第1号の規定により、当該施設の性格及び機能により、公募することが適さないと認められますことから、非公募施設といたしました。

なお、指定管理予定者の選定につきましては、表の右側、選定欄にございますように、本年10月31日及び11月7日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準にございますご覧の5項目の基準により審議の上、選定したところでございます。

2は、指定管理予定者の概要等でございます。

まず、議案第74号の常陸太田市高齢者生産活動センターは、公益社団法人常陸太田市シルバー人材センターを指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、維持管理が主な業務のため、本来3年間とするところでございますが、高齢者生産活動センターは、老朽化及び現在の耐震基準を満たしていないなどの理由により、市公共施設等再配置計画において機能移転としておりますことから、利用者である高齢者生産活動センターさとみと調整はしているものの、移転時期を明確にすることが困難でありますことから、令和6年4月1日から1年間としてございます。

議案第75号の常陸太田市天下野診療所は、一般社団法人常陸太田市医師会を指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、施設の維持管理と診療業務を一体的に実施する施設であるため、本来5年間とするところです。しかしながら、天下野診療所を管理している医師が令和5年4月に変更となり、当該地域の人口動態も踏まえた患者数の推移等について引き続き注視していく必要があることから、令和6年4月1日から2年間としてございます。

議案第76号の常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷につきましては、株式会社水府振興公社を指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、施設の維持管

理とソフト事業を一体的に実施する施設であることから、本来5年間とするところです。しかしながら、施設の老朽化の進行や利用者の状況、水府振興公社の経営状況も踏まえた施設の在り方を見極める必要があることから、令和6年4月1日から1年間としてございます。

議案第77号の常陸太田市民交流センターは、株式会社ケイミックスパブリックビジネスを指定管理予定者とするものでございます。指定期間につきましては、施設の維持管理とソフト事業を一体的に行う施設であることから、令和6年4月1日から5年間としてございます。

最後になりますが、参考といたしまして、各指定管理施設に充てる債務負担行為設定額、各指定管理予定者の主な実績及び過去3年間の財政状況について記載してございますので、後ほどご覧おき願います。

議案第74号から議案第77号までについては、以上でございます。

恐れ入りますが、議案書の96ページにお戻り願います。議案書96ページでございます。

議案第78号は、自動運転EVバス車両購入の契約についてでございます。本年10月30日付で、見積り合わせに付した自動運転EVバス車両購入について、購入契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1の契約の目的は自動運転EVバス車両購入。

2の契約の方法は随意契約。

3の契約の金額は7,900万円。

4の契約の相手方は、神奈川県横浜市港北区新横浜1丁目6番地3の株式会社マクニカイノベーション戦略事業本部本部長、佐藤篤志でございます。

なお、随意契約とする理由につきましては、国内の公道において自動運転ができるのは、フランスナビヤ社製の車両しかなく、その取扱業者が契約相手に限定されることから、随意契約とするものでございます。

97ページに、今回購入する自動運転EVバス車両の概要がございますので、後ほどご覧おき願います。

議案第78号は以上でございます。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 議案第69号について、提案者に代わりまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の19ページをご覧願います。

議案第69号は、常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の全部改正についてでございます。

提案理由でございますが、令和5年度をもって常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例に基づき、市が戸別合併処理浄化槽を設置することを終了するため、本条例の全部改正を行うものでございます。

20ページをご覧願います。

改正内容についてご説明いたします。

初めに、第1条の趣旨でございますが、この条例は、常陸太田市が設置または寄附を受けた戸別合併処理浄化槽及びその附帯設備の管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、用語の定義でございます。

第3条、第4条及び21ページの第5条は、排水設備に関する工事計画書の確認、工事の実施及び工事完了後の検査について規定するものでございます。

第6条は使用開始等の届出で、戸別合併処理浄化槽の使用開始や休止、使用者を変更するときなど、必要な届出について規定するものでございます。

第7条及び第8条は、使用料の額や徴収方法などに関する規定でございます。

第9条は使用料の減免について、第10条は資料の提出について規定するものでございます。

第11条は、戸別合併処理浄化槽付近での掘削工事についての規定でございます。

第12条は、戸別合併処理浄化槽の移設に伴う費用負担でございますが、戸別合併処理浄化槽の移設工事を必要とするときは、費用は原因者の負担とするものでございます。

22ページをご覧ください。

第13条及び第14条は、戸別合併処理浄化槽の保管義務や戸別合併処理浄化槽を毀損した場合の規定でございます。

第15条は地位の承継でございますが、所有者に変更があったときの承継に関する規定でございます。

第16条は電気料金の負担でございますが、戸別合併処理浄化槽の使用に係る電気料金については、使用者の負担とするものでございます。

第17条は手数料の徴収で、排水設備工事の計画の確認などに係る手数料の額を定めているものでございます。

第18条は委任規定でございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

経過措置でございますが、2項は、この条例の施行前に改正前の条例の規定によってした処分、手続、その他の行為であって、この条例の規定に相当の規定があるものについては、この条例の相当の規定によって、したものとみなすとする経過措置でございます。

23ページをご覧ください。

3項は、この条例の施行前に改正前の条例の規定により浄化槽の設置申請をしたものについては、旧条例の第6条分担金の賦課、第7条分担金の徴収猶予等、第12条設置完了の通知、第13条排水設備の設置の規定は、なお、その効力を有するとする経過措置でございます。

4項及び5項は、関係条例の一部を改正するもので、常陸太田市公共施設の暴力団等排除に関する条例及び常陸太田市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正をするものでございます。

6項は廃止でございます。今後、市がこれまでに設置した戸別合併処理浄化槽につきましては、設置から10年を経過したのものから順次、個人に移管することといたしまして、市が維持管理を



終了する令和16年3月31日までに、この条例は廃止するものとしたものでございます。

続きまして、別表第1の使用料の額と、別表第2の確認及び検査手数料でございますが、それぞれ額につきましては、改正前と変更はございません。

なお、改正前の条例と改正後の条例が分かりやすく比較できるよう、附属資料を添付させていただいておりますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おき願いたいと存じます。

議案第69号について、私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

---

日程第4 議案第79号ないし議案第83号

○藤田謙二議長 次、日程第4、議案第79号令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）について、議案第80号令和5年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第81号令和5年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第82号令和5年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第83号令和5年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わり、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、02補正予算書（議案第79号から議案第83号）と表記されているファイルをお開きいただきまして、1ページをご覧願います。

私からは、議案第79号から議案第82号までの4件についてご説明いたします。

2ページをご覧願います。

議案第79号は、令和5年度常陸太田市一般会計補正予算（第9号）でございます。

3ページをご覧願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,356万2,000円を追加し、総額を271億1,015万1,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正を行っておりますが、7ページをご覧願います。

1の追加でございますが、来年4月からの業務開始に当たり、今年度中に契約事務を進める必要があります次のページまで記載の15件について、それぞれの期間における限度額の範囲において債務の負担を行うものでございます。

続きまして、主な補正内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

11ページをご覧願います。

歳入でございます。

1段目の15款国庫支出金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたしますマイナンバー制度のシステム改修費の財源として、209万円を追加するものでございます。

2段目の17款財産収入の補正につきましては、各種基金の預金利子といたしまして、合わせて589万4,000円を追加するものでございます。

3段目の18款1項1目一般寄附金の補正につきましては、里美ふるさと振興公社が、昨年度から本市に対して行っております公益目的支出計画に基づく寄附金308万円を追加するものでございます。

同款同項2目総務費寄附金の補正につきましては、今年度のふるさと納税の額が当初予算で計上しておりました額を上回る見込みでありますことから、2,189万1,000円を追加するものでございます。

同款同項5目衛生費寄附金の補正につきましては、カーボンニュートラルの推進を目的として、合同会社ユーラスエナジー里美から受けました寄附金100万円を追加するものでございます。

最下段の19款2項1目財政調整基金繰入金の補正につきましては、今回の補正の財源として、1億960万7,000円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

12ページをご覧ください。

歳出でございますが、今回の補正は各費目にわたり、議案第71号職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う職員給与費の追加や、各種基金への預金利子の積立て等がございますが、これらにつきましては説明を割愛し、主な事項についてご説明させていただきます。

下段の2款1項3目財政管理費の補正のうち、10節事業費の補正につきましては、来年度の予算書から、事業別に説明を掲載するため、ページ数が大幅に増えますことから、印刷製本費2万8,000円を追加するものでございます。

同款同項6目企画費の補正につきましては、ふるさと納税に係る事務の委託事業者を変更したことによりまして、会計年度任用職員が行っていた寄附者に対する礼状等の発送事務を委託事業内で行うこととしたことに伴い、会計年度任用職員の雇用が不要となったため、1節報酬、4節共済費及び8節旅費を減額する一方、本年度のふるさと納税の額が当初予算で計上しておりました額を上回る見込みでありますことから、7節報償費及び11節役務費ないし24節積立金を追加し、合わせて2,748万1,000円を追加するものでございます。

同款同項15目諸費の補正のうち、22節償還金利子及び割引料の補正につきましては、令和4年度生活保護費に係る国庫負担金等の精算に伴う返還金として、国庫支出金精算返還金5,283万2,000円を追加するものでございます。

13ページをご覧ください。

1段目は、款項目の記載はございませんが、2款1項15目の諸費でございます。

24節積立金の補正につきましては、里美ふるさと振興公社からの寄附金を議案第68号において制定いたします第三セクター振興基金に積み立てるため、積立金308万円を追加するものでございます。

3段目の2款3項1目戸籍住民基本台帳費の補正のうち、12節委託料の補正につきましては、マイナンバー制度に関連し、国が進めております住民記録システム及び戸籍電算システムに氏名

の振り仮名を追加するための改修費として、209万円を追加するものでございます。

14ページをご覧ください。

上段の3款1項2目老人福祉費の補正につきましては、高齢者が医療機関に通院する際のタクシー利用料金支援事業におきまして、本年9月のタクシー料金値上げにより、委託料に不足を生じるおそれがありますことから、154万2,000円を追加するものでございます。

15ページをご覧ください。

2段目の4款1項6目環境衛生費の補正につきましては、カーボンニュートラルの推進を目的として、合同会社ユーラスエナジー里美から受けました寄附金をカーボンニュートラル推進基金に積み立てるため、100万円を追加するものでございます。

同款同項8目斎場費70万円、最下段の5款1項3目農業振興費100万円、少し飛びまして、18ページをご覧いただきまして、中段の9款5項8目社会教育施設費100万円、及び、19ページをご覧いただきまして、款項目の記載はございませんが、上段の9款6項4目、体育施設費の補正のうち、12節委託料200万円の補正につきましては、それぞれ、右側説明欄に記載の施設において、光熱費の高騰により本年度の指定管理料に不足が生じたため、それぞれの施設に経営努力を求めた上で、収支状況を精査の上、補填額を追加するものでございます。

恐れ入りますが、16ページにお戻り願います。

最下段の7款2項道路橋りょう費の補正につきましては、道路の維持、補修工事の発注に当たり、経費節減のため、請負業者に対し、市が購入して提供している資材について、物価高騰や大雨の影響などによる修繕要望箇所の増加により資材費に不足が生じたため、原材料費549万円を追加するものでございます。

19ページをご覧ください。

上段は、款項目の記載はございませんが、先ほどの9款6項4目体育施設費でございます。

10節需用費の補正につきましては、海洋センターのプールのろ過ポンプが8月31日に故障したこと、及び、温水プールの熱交換器が11月8日に故障したことに伴い、それぞれ修繕が必要となったため、合わせまして、修繕料419万1,000円を追加するものでございます。

下段の11款公債費の補正につきましては、今年度の災害援護資金貸付金償還金の確定に伴い、314万円を減額するものでございます。

歳出は以上でございます。

議案第79号につきましては、以上でございます。

続きまして、26ページをご覧ください。

議案第80号は、令和5年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

27ページをご覧ください。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ199万6,000円を追加し、総額を54億8,167万1,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、32ページをご覧ください。

歳入でございます。

1段目の5款1項1目利子及び配当金の補正につきましては、支払準備基金利子の増額によるものでございます。

2段目の6款1項1目一般会計繰入金の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします人事院勧告を踏まえた職員給与費等の財源として追加するものでございます。

最下段の6款2項1目支払準備基金繰入金の補正につきましては、歳入歳出の予算調整によるものでございます。

歳入は以上でございます。

33ページをご覧ください。

歳出でございます。

1段目の1款1項総務管理費の補正につきましては、育児休暇を取得している職員の取得期間延長に伴い、会計年度任用職員の人件費について追加するものでございます。

2段目の1款2項徴税費の補正につきましては、人事院勧告等を踏まえた議案第71号職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う職員給与費の追加でございます。

3段目の5款保健事業費の補正につきましては、人間ドック申込者の増加に伴い追加するものでございます。

最下段の6款基金積立金の補正につきましては、支払準備基金の利子を積み立てるものでございます。

34ページをご覧ください。

7款1項償還金及び還付加算金の補正につきましては、令和4年度分特別交付金の精算に伴う国庫支出金への返還金として追加するものでございます。

議案第80号は以上でございます。

続きまして、39ページをご覧ください。

議案第81号は、令和5年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

40ページをご覧ください。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ9万円を追加し、総額を8億8,065万3,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、45ページをご覧ください。

歳入でございます。

3款1項一般会計繰入金の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします職員給与費の財源として追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

46ページをご覧ください。

歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費の補正につきましては、人事院勧告等を踏まえた議案第 7 1 号職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、職員給与費を追加するものでございます。

議案第 8 1 号は以上でございます。

続きまして、5 1 ページをご覧ください。

議案第 8 2 号は、令和 5 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

5 2 ページをご覧ください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 5 0 万 6, 0 0 0 円を追加し、総額を 6 2 億 3 0 1 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、5 7 ページをご覧ください。

歳入でございます。

1 段目の 3 款国庫支出金から 3 段目の 5 款県支出金までの補正につきましては、介護給付費の増額に伴い、合わせまして 1 0 8 万 6, 0 0 0 円を増額するものでございます。

4 段目の 7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金につきましても、増額する介護給付費の財源として 7 4 万円を追加するものでございます。

また、7 款 1 項 5 目その他一般会計繰入金につきましては、歳出予算で補正をいたします人事院勧告を踏まえた職員給与費や第 1 号被保険者保険料還付金の財源として、6 8 万円を追加するものでございます。

5 8 ページをご覧ください。

歳出でございます。

1 段目の 1 款 1 項 1 目一般管理費及び 2 段目の同款 3 項 1 目介護認定審査会費の補正につきましては、令和 5 年度人事院勧告を踏まえた職員給与費を増額するため、5 2 万 7, 0 0 0 円を追加するものでございます。

3 段目の 2 款 2 項 4 目介護予防住宅改修費の補正につきましては、要支援の認定を受けた在宅の方が自宅に手すりを設置するなど、小規模改修を行った場合に給付するものでございますが、予算計上時より支給が増加しましたことから、1 8 2 万 6, 0 0 0 円を追加するものでございます。

4 段目の 8 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金の補正につきましては、過年度に徴収しました第 1 号被保険者の保険料につきまして、還付が必要となりました方の追加に伴い、1 5 万 3, 0 0 0 円を補正するものでございます。

議案第 8 2 号は以上でございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 議案第 8 3 号について、提案者に代わりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほど提案説明がございました議案第 8 2 号に引き続きまして、令和 5 年第

7回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧願います。

恐れ入りますが、62ページをご覧願います。

議案第83号は、令和5年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

63ページをご覧願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、重要な資産の取得及び処分の補正でございます。新たに、令和5年度水道事業会計予算第11条の次に、第12条として、重要な資産の取得及び処分を加えるものでございまして、取得する資産の種類、名称、数量は記載のとおりでございます。

具体的に申し上げますと、常陸太田市東部土地区画整理組合が、東部土地区画整理事業区域のC街区に整備いたしました配水管につきまして、「土地区画整理法」第106条第2項の規定に基づき、今後、市が維持管理を行いますため、常陸太田市東部土地区画整理組合より無償にて譲り受けるものでございます。

なお、64ページから71ページに補正予算の説明書がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おきいただきたいと思います。と存じます。

議案第83号について、私からの説明は以上でございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤田謙二議長 説明は終わりました。

---

○藤田謙二議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は12月5日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時19分散会